1① 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

区分	農業者						
	発生農家	移動制限・	搬出制限[区域内	移動制限・搬出制限区域外		
家伝法での支援	○ <u>殺処分家畜等に対する手当金</u> (患畜:家畜の評価額の 1/3) (疑似患畜:家畜の評価額の 4/5) ○ <u>殺処分家畜等に対する特別手当金</u> (患畜:家畜の評価額の 2/3) (疑似患畜:家畜の評価額の 1/5) ○ <u>死体、汚染物品の焼埋却に要した</u> 費用に対する交付金 (1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施)	〇農家に対する助成措 売上減少額又は飲の増加額を国(1/	ー 同料費・保管費				
	・国費分以外の県が負担した費用については、 県に対してその 4/5 を特別交付税として措置	・国費分以外の県が 県に対してその 4/5					
融資	〇家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金	〇家畜疾病経営維持資	金のうち経営組	継続資金	〇家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金		
(利率は R2.10.19 現在)	(・貸付対象:飼料費、 ・貸付限度額:個人2千万円 法人8千万円 ・償還期限:7年以内(据置3年以内) ・貸付利率:0.80%	ヒナ購入費、雇用労賃 ・貸付限度額:52千月 ・償還期限:7年以内 ・貸付利率:0.80	円/100 羽		要な経費) ・貸付限度額:52 千円/100 羽 ・償還期限:7年以内(据置3年以内) ・貸付利率:0.80%		
	〇農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫) ・貸付対象 :経営の維持安定に必要な資金 ・貸付限度額:経営費の6か月分(※)又は600万円 ・償還期限 :10年以内(据置3年以内) ・貸付利率 :0.16%						

※年間経営費の 6/12 (6か月分) に相当する額又は粗収益の 6/12 (6か月分) に相当する額のいずれか低い額

1② 家畜防疫互助事業加入者の場合

区				農	業	者	
	77		発生農家		移動制限	• 搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)
家畜 互助 支援	基金	面鳥及びだちょうを導入し、経営を再開する場合に					
		上限単価					
			家族型	企業型			
		採卵鶏(成鶏)	690 円/羽	990 円/羽			
		〃 (育成)	320 円/羽	460 円/羽			
		鶏 肉用鶏	20 円/羽	30 円/羽			
		種鶏 (成鶏)	930 円/羽	1,350円/羽			
		〃 (育成)	430 円/羽	620 円/羽			
		うずら	うずら 200円/羽				
		あ ひ る 320円/羽					
		き じ	320	円/羽			
		ほろほろ鳥	320	円/羽			
		七面鳥	320	円/羽	/	/	
		だちょう	31, 900	円/羽			
		企業型:常時雇用する従業員(事業主と生計を一に するものを除く。)の数が1人以上の養鶏業 を主たる事業とする事業主又は会社が加入。 家族型:企業型の加入条件に該当しない者が加入。 (企業型の加入条件に該当する場合であっ ても、家族型での加入は可能。)					

〇殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥 、七面鳥及びだちょうを自身の負担により焼・埋却 した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。

上限単価:鶏、うずら、あひる、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥 80円/羽 だちょう 3,520円/羽

(参考:生産者積立金)

		家族型	企業型					
	採卵鶏(成鶏)	7 円/羽	10 円/羽					
=+	" (育成)	3 円/羽	4.5円/羽					
鶏	肉用鶏	0.2円/羽	0.4円/羽					
	種鶏(成鶏)	9.5円/羽	14 円/羽					
	" (育成)	4.5円/羽	6.5円/羽					
	うずら	5.0円/5羽						
	あひる	2.0円/羽						
	きじ	2.0円/羽						
	ほろほろ鳥	2.0円/羽						
	七面鳥	2.0円/羽						
	だちょう	190.0円/羽						

